

平成30年第5回教育委員会定例会

平成30年第5回教育委員会が平成30年5月23日午前9時30分に招集された。

出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|--|
| 1 日 時 | 平成30年5月23日(水) 午前9時30分から |
| 2 場 所 | 健康センター 第1会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
植松 紀子 (委員)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
馬場 一平 (統括指導主事)
西山 智 (指導主事)
井上 真登 (指導主事) |
| 6 書 記 | 島崎 節子
大津 雄平 |

平成 30 年第 5 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 30 年 5 月 23 日
午 前 9 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 12 号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第 13 号 「スポーツ振興にかかわる基本方針」に係る諮問について
- 日程第 6 報告事項 1 English Camp in Tateshina の実施について
- 日程第 7 報告事項 2 平成 30 年度 各学校の教育課程及び特色ある取組について
- 日程第 8 報告事項 3 平成 29 年度 長期欠席の報告について
- 日程第 9 報告事項 4 平成 30 年度 個別指導計画の様式について
- 日程第 10 その他 運動会の組体操について
今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が兵頭委員を指名。

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

- 学校管理職自己申告に見る校長の経営戦略について
- 5月12日 総合水防訓練(第三中学校)
- 5月16日 教育委員会訪問(第五中学校)
- 5月20日 陸上記録会

日程第3 教育委員報告

(粕谷委員)

- 5月13日 わんぱく相撲
- 5月20日 陸上記録会

(兵頭委員)

- 5月16日 教育委員会訪問(第五中学校)

(植松委員)

- 5月16日 教育委員会訪問(第五中学校)
- 5月22日 東京都市町村教育委員会連合会第62回定期総会

(宮川教育長職務代理者)

- 5月16日 教育委員会訪問(第五中学校)

日程第4 議案第12号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について

(細山教育総務課長)

「清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程」別表第3 支出負担行為及び支出命令専決区分におきまして、備品購入費の支出負担行為につきまして300万円以下までの決裁権限は教育長にございます。しかしながら、契約事務については、支出負

担行為の決裁権限に準じ 300 万円以下まで教育長の権限で契約が可能であります。現行本規則では、備品購入費の契約事務においてその旨の記載がございません。こうしたことから、改正案のとおり、新たに 300 万円以下までの備品購入費の契約事務を教育長の権限とするため、本案を提出するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第 5 議案第 13 号「スポーツ振興にかかわる基本方針」に係る諮問について

(原口生涯学習スポーツ課長)

昨今、健康増進や 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会などスポーツというキーワードが注目されているところでございます。現在、市長部局及び教育委員会におきましては、第 4 次清瀬市長期総合計画や第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープランの中でスポーツに関する記載は一定程度あるところですが、それに特化した方針や計画はございません。

そこで、生涯学習スポーツ課としましては、スポーツに特化した方針を策定していると考えているところでございます。通常であれば、検討委員会を立ち上げ、市民の皆さんのご意見をいただいて策定する形を採りますが、教育委員会においては社会教育委員会が教育委員会の諮問機関となっておりますので、新たな組織を立ち上げるのではなく、社会教育委員の会議の方に諮問していきたいと考えております。こちらにつきましては、社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づいております。本日承認をいただきましたら、正式に社会教育委員の会議へ諮問していきたいと考えております。

(宮川教育長職務代理者)

この基本方針は何年後までを見据えて作成するのか。

(原口生涯学習スポーツ課長)

この案に記載のある通り、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。2 年後になりますが、それで終わりではなく、今後も継続していけるような形での作成を考えております。

(全員異議なしで可決)

日程第 6 報告事項 1 English Camp in Tateshina の実施について

(長井教育部参事)

昨年度から実施しております「English Camp in Tateshina」を今年度も実施いたします。

今年度の日程は、8月8日水曜日から8月10日金曜日の2泊3日です。対象は、清瀬市立学校の小学校5・6年生と中学校1・2年生で、30名を募集します。昨年度と同様に、友好交流都市の立科町からも6名の児童・生徒が参加の予定です。

昨年度との変更点は、大きく3点あります。

1点目は、事前・事後の学習を充実させることです。事前学習会を7月26日木曜日に、事後学習会と報告会を8月20日月曜日に予定しています。今年度は、事前・事後学習会のいずれにも外国人講師に参加していただくとともに、十文字学園女子大学の学生にもボランティアとして参加していただく予定です。

2点目は、現地でのプログラムを変更する点です。2日目の午前中に、今年度は立科町が導入している音声ガイドサービスの英語版を活用して、宿舎の清瀬市立科山荘がある女神湖周辺を散策しながら行うアクティビティを計画しています。

3点目は、委託業者が担う役割を増やすことです。昨年度は、校長をはじめとして4名の教員が引率しましたが、本年度は、ファシリテーター、外国人講師に加え、添乗員と看護師が同行することとしました。また、参加費用の支払いを昨年度は、教育委員会事務局を介して行いましたが、本年度は直接委託業者へ払い込むようにしています。

(兵頭委員)

学校関係者の引率は減になったということか。

(長井教育部参事)

昨年度は4名の学校関係者の引率がありましたが、市の事業を引率することがサービス上難しいという理由から、学校関係者の引率を行わず、委託業者の人員を増やす対応で実施いたします。

(粕谷委員)

事前学習会は具体的にどのようなことを行うのか。

(長井教育部参事)

事前学習会については、3日間で頻繁に使用するであろうフレーズを中心に学ぶことを予定しています。

(坂田教育長)

参加費の変更はあるか。

(長井教育部参事)

音声ガイドサービスの使用料、牧場での飲食代などを含みまして、500円程度増額しております。

(植松委員)

外国人講師はどのように選んでいるのか。

(長井教育部参事)

委託業者が留学生の登録されている派遣元から参加可能な方で、かつ、事業の趣旨に合った方を集めていただきます。

日程第7 報告事項2 平成30年度 各学校の教育課程及び特色ある取組について

(馬場統括指導主事)

各学校が届け出た教育課程を基に、今年度の特色ある取組としての指導の重点をどのように考えているか、また、それに応じて予算をどのように希望しているかをまとめました。

資料の左から学校が育成を目指す資質・能力、主な特色ある教育活動、それにかかわる予算配当(一次)、これは既に配当が済んでいるものです。そして一番右が、この5月に二次予算の希望として新たに申請を受けたものです。

こちらについては、今後、本当に特色ある教育活動と関連しているものであるか、また、他の活動等に置き換えることが可能ではないか、といった精査を行います。子供たちの「確かな学力」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」につながるものか、各学校にヒアリングを行いながら指導課の方で決定していきます。

(兵頭委員)

芝山小学校で漢字検定の受験料が配当されているが、研究指定校という意味合いで今年度のみ配当されているものなのか。漢字検定を実施している学校は他にもあると思うが、今後全校展開していくこともありえるのか。

(馬場統括指導主事)

今年度、研究指定校ということで配当されているものですので、今年度のみと考えております。ただし、年度末に効果検証し、効果があるとすれば、今後全校展開していくことも考えられます。

日程第8 報告事項3 平成29年度 長期欠席の報告について

(馬場統括指導主事)

平成 29 年度、30 日以上 of 長期欠席のうち、不登校を理由にしていた数について、ご報告いたします。

小学校は 33 名、不登校の割合は 0.89% でした。28 年度は 35 名、0.93% でしたので、微減ということになります。

中学校は 77 名、不登校の割合は 4.08% でした。28 年度は 51 名、2.75% でした。この数字だけ見ますと増加が目立ってしまっていますが、実際には、昨年度策定した不登校対応指針に基づき、各校がこれまで体調不良や腹痛といった病気として扱っていたものを丁寧に見直し、不登校の要因の有無を確認した結果であると言えます。

また、30 日以上 of 不登校を理由とした長期欠席の児童・生徒については、不登校児童・生徒用の個別指導計画を作成し、対応していくよう教育委員会から学校へ指導をしているところです。

この不登校児童・生徒用の個別指導計画は、教育相談センターと連携して作成しており、適応指導教室、いわゆる「フレンドルーム」と共通の様式となっています。複数の専門家がチームとして今後の対応を考え、短期、中期、長期のビジョンをもって対応できるようにしています。

今後も、不登校の児童・生徒を正確に見取り、教育相談センターを中心として、学校と連携し、適切に対応できるよう努めてまいります。

(質疑なし)

日程第 9 報告事項 4 平成 30 年度 個別指導計画の様式について

(馬場統括指導主事)

小学校特別支援教室、いわゆる「きらり」で使用する個別指導計画の様式についてです。

元々、小学校特別支援教室の前身にあたる八小、十小、清明小にありました通級指導学級、いわゆる「くぬぎ学級」では、それぞれ別の様式で個別指導計画を作成していました。

そこで、今年度新たに小学校特別支援教室を開設するにあたり、全小学校特別支援教室共通で使用できる個別指導計画を作成しました。

これを使用することで教育委員会や特別支援教室間での情報共有が円滑に行われ、指導の幅が広がります。

また、今後、通常学級も同じ様式を使用できるようにしていくことで、どの先生であっても作成しやすく、より情報共有が図られ、どの子供も個に応じた適切な指導を受けられるようにしていきたいと考えております。

(坂田教育長)

きらりに通学する児童は事前に判定を受けるのか。

(井上指導主事)

入室前に発達検査を受けておりまして、それを基に判定をしております。

(坂田教育長)

発達検査のデータを学校は活用しているのか。個別指導計画にデータを入れるべきではないか。

(井上指導主事)

東京都はこれとさらに、個別の支援計画というものを作成しており、清瀬市も今年度末の作成を目指しております。生活支援シートと個別指導計画がセットであるものが完成形であり、その中に発達検査の結果や通院歴などが入ってきます。

(宮川教育長職務代理者)

個人の実態に関する実態はどのようにして書き表すのか。逆にここに実態を記載する必要はあるのか。また、どの程度のサイクルで保護者と面談を行っているのか。

(井上指導主事)

本来であれば、本人の願い、実態、保護者の思いなどが記載された生活支援シートの作成があって、個別指導計画を作成するという順番ですが、清瀬市の場合は、既に個別指導計画がスタートしていたため、必要な部分だけが記載されていますが、生活支援シートが作成されれば、個別に書いてあるものは生活支援シートに移し、ここで実態をしっかりと把握して個別指導計画を作成していきます。

作成の時期は前期、後期で行っており、前期で作成したものを10月ごろに評価を得て、その後保護者と面談をし、コメントをいただいて、それを基に後期の目標を立てていくという流れになっています。

(坂田教育長)

評価の際には前期と後期に分けてPDCAサイクルを回していくということだが、その際に専門は立ち会うのか。

(井上指導主事)

教育相談センターの臨床発達心理士が巡回しております。

日程第10 その他 運動会の組体操について、今後の日程について

(長井教育部参事)

春の運動会のシーズンを迎え、今週末の土曜日には、第七小学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校で運動会の開催が予定されています。運動会で実施する種目の中でも、組み体操については、昨年度と同様に、実施・休止・中止の判断は、学校に一任することとしています。

実施の際の要件として、次の6点を示し、そのすべてを満たすこととしています。

- ① ピラミッドやタワーを実施する理由の明確化
- ② 練習時を含めた組織的な安全管理体制の確立と履行
- ③ ピラミッド、タワー実施に伴う安全確保に関する研修の実施
- ④ 練習、本番時の児童・生徒の健康状態、心理的状況等の的確な把握
- ⑤ 児童・生徒が自らの思いや願い、実態や体力的な限界を自己申告できる適切な学級指導
- ⑥ ①～⑤にかかわる保護者への周知と、万が一安全が確保できないと判断した時には、たとえ練習時もしくは本番中であっても演技を中止することへの生徒を含めた共通理解

また、実施の際には計画書を教育委員会に提出するとともに、指導主事が練習時に参観することとして、安全に運動会が実施できることを第一に各学校に指導しています。

春の運動会では、第二中学校と第三中学校が組み体操の実施を予定しています。また、この季節、日によっては、気温が25度を超え、夏日、真夏日となることもあることから、練習時と当日の熱中症の予防には十分に注意するよう、各学校に指導をしているところです。

(細山教育総務課長)

- 5月26日(土) 運動会(第七小学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校)
- 5月29日(火) 学校の働き方改革検討委員会
- 5月30日(水) 教育委員会訪問(清明小学校)
- 6月2日(土) 運動会(清瀬中学校、第二中学校)
- 6月9日(土) 運動会(第八小学校)
- 6月15日(金) 教育委員会定例会(健康センター第3会議室)

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前 11 時 10 分

平成 30 年 5 月 23 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 兵頭 扶美枝